



GAP 普及ニュース 第46号 (2015.11)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

# GAP 普及ニュース

## 目次

- 【巻頭言】「アセアン経済共同体と TPP と日本農業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 《連載第6回》 消費者向け『農場から届ける食の安全・安心』GAP 講演会・・・・・・4
- 2015年度 GAP シンポジウム（予告）  
『オリンピックのための食材調達をいかに実現するか』・・・・・・・・・・・・・・7
- London Olympic p10-13（翻訳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 『グローバルギャップツアー2015 日本』大会に参加して・・・・・・・・・・・・・・12
- GAP 担当者のための GAP 普及情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 農業情報学会 2015 年度秋期大会『食・農・環境の情報ネットワーク全国大会』（予告）・・・・17  
「スマート六次産業化に向けての農業 ICT×GAP×HACCP（仮）」
- 農産物の輸出検疫と GAP・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 《国際協力報告》ラオスGAP指導旅行記（その5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 株式会社 Citrus の農場経営実践（連載19回）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 編集後記・・25

## 【巻頭言】

### アセアン経済共同体と TPP と日本農業

一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
常務理事 石谷孝佑

今年、アジア太平洋地域およびアセアンを巡る大きな動きがあり、経済環境が大きく変化しようとしている。その一つは今年末に発足する「アセアン経済共同体」（AEC）であり、また、アセアン、東アジアの諸国を2分して大筋合意した TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）である。

#### アセアン経済共同体の発足と GAP 政策

アセアン経済共同体の中核は、モノ・ヒト・サービスについて、域内での往来・貿易の自由化を図る取組みである。関税の削減や通関作業の簡素化をはじめ、短期滞在ビザの撤廃や出資規制の緩和など、アセアン 10 カ国の国境を越えた経済面での連携を強化するものであり、それによって周辺諸国との貿易を活性化させ、安定的な経済成長を目指している。

ASEAN 加盟国は 1990 年代に ASEAN 自由貿易協定（AFTA）を創設し、それを基盤に、現在の経済成長につなげた。今後は「アセアン経済共同体」のもとで、AFTA の取組みを深化させ、本格的な経済共同体の構築へと進むことになる。

農産物貿易の前提となる「農産物・食品の安全性」については、ASEANGAP により担保されることになり、今年末までに各国の GAP 規準の「Safety Module」を優先して ASEANGAP と同水準にすることが求められており、各国とも概ねクリアしているようである。当協会の田上隆多理事・事務局長がラオスに支援に行っている目的はここにある。

ASEANGAPは、GLOBALG.A.P.と同レベルに作られているので、域外の日本がアセアン諸国へ農産物を輸出する場合には、これまではJapan Brand で良かったかもしれないが、これからは少なくともGLOBALG.A.P.の農場認証を取得する必要がある、当協会のGAPシンポジウムなどの事例報告でも判るように、既に具体的なGGAP認証の要請がインドネシアやタイなどから来ている。今後、農産物の輸出に当たっては、GGAP認証の取得への早急な対応が必要になる。

一方、TPPにより関税の壁がなくなると、安い外国産農産物が大量に日本に入ってくる可能性が指摘されている。日本での生産規模が大きな野菜・果実は、関税が今でも低く、関税がなくなってもあまり影響を受けないと考えられている。むしろ、高品質の青果物については、適正な農場認証を受けて積極的に海外への輸出を考えることも容易になる。そのために、農業の生産性を上げ農産物の品質を更に向上させ、ブランド化して海外に打って出ること考えたい。

日米間の生産性の格差は、価格競争力を表すものである。日本は農業における進展が見られず低いままであるが、逆にアメリカは医療が低下の一途をたどっている。このような国間の効率性の格差が、TPPによって平準化されることになるのだろうか。ただし、食料問題は、食料の安全保障として一定の保護がなされるべきものであり、それが環境保護になることが期待される。

農業の中でも、最も心配されるのは稲作農業への影響である。7割もの農家が米を作っているのに、農業生産の約2割にしかならない。これは、稲作農業が多くの小規模で効率の悪い兼業によって行われているためとされる。稲作の担い手の大部分が高齢者になり、若者の参入が殆どないという現実がある。それは、一言でいえば稲作では生活ができないからである。

これまで、稲作農家の収入を増やすために減反政策が続けられ、米の価格を高く維持する政策が行われてきた。食管制度が廃止された後も減反が続けられ、高い米価が維持されてきたが、農家の収入は高くはならず、却って米価が下がってくると、農協が受け取る手数料が変わらなければ農家は赤字に転落し、大規模稲作ほど厳しさが増すことになる。

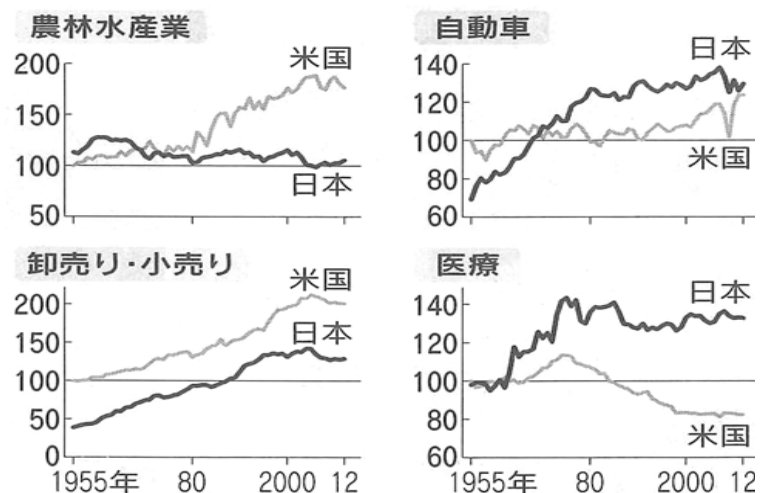


図1 産業別にみた日米の生産性 (1955年時点の米国の水準を100として指数化)

### 日本農業の構造改革と環境支払

国際機関のOECD (Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) が考えている農業保護は、政府が直接農家に支払う補助金の「財政負担」と、消費者が安い輸入農産物ではなく、高く維持された価格で国内農産物を買うことで間接的に農家を支援する「消費者負担」(内外価格差に生産量を掛けた額)の合計であるとしている。日本の農業保護は、「消費者負担」を中心に行われてきたと言って差し支えないであろう。OECDとFAO(国際連合食糧農業機関)は、日本政府に対し、今後10年間で強い農業と農産物の低価格化を期待している。それは、日本がコメ等の国内農産物の価格を高く維持するために関税を高くしており、それにより農業の構造改革が遅れ、稲作だけでは生活できないので兼業農家になり、農地の集積も起こらず、まともな後継者も育たず、広大な耕作放棄地を生むことになる。構造改革は待ったなしである。

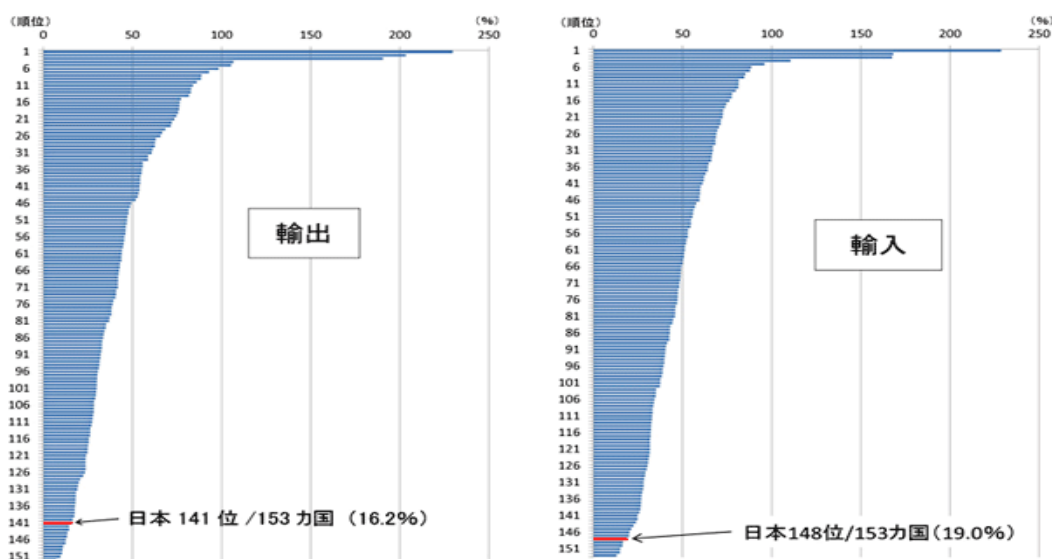
欧州は、このような問題を税金による「直接支払」「環境支払」で農家を支援している。持続的な農業、環境に良い農業、景観に優れた農村を維持することは国民が望むものであり、これに税金を投入することは国民の理解が得られているとして、GAP(適正農業管理)を義務化し、「環境支払」

の政策を行っている。しかし、このとき、単なる農家へのバラマキではなく、農家の行っている農業が「本当に環境に良い農業か、景観の改善に貢献しているか」などを実際に評価する必要があり、この面でのクロスコンプライアンス（環境配慮要件）を詳細に作り、「環境支払」を行っていくことになる。イギリスでは、農家・農園に対する政府の調査（査察）が3年に一度行われ、それによって「直接支払い」が行われているという。数年前、この実態をつぶさに見せてもらった。

### 国は正面から GAP 政策を進めるべき

このような欧州の「直接支払」については、日本でも既に論文や雑誌の記事などで説明がなされているが、日本の農業政策・環境政策として論じられ、政策として実行されるには至っていない。TPP が実行され、農産物が大量に入ってくるようになるまでにはもう少し時間がある。その前に OECD が指摘するような日本農業の構造改革を実現させる必要がある。

日本は貿易立国ではなく「内需が大きい」と言われているが、下の図を見ると、日本は「こんなにも貿易量が少ない」というのが判る。日本の貿易量は中国の3分の1であり、韓国の輸出量から見ると、日本は第5位の国になっている。「買わない・売らない日本」になっているのである。



上図の世界各国の GDP に対する貿易量を見ると、輸出が 153 カ国中 141 位、輸入は 153 カ国中 148 位である。原発停止に伴う天然ガスの大量輸入がなければ、輸入量はさらに減る。この図で見られるように、日本は経済のグローバル化が最も遅れた国であり、農産物輸出に至っては、輸出統計の誤差範囲（1%以下）にとどまっている。

日本の農産物は、品質的には非常に優れている。途上国にもお金持ちは多く、高品質の農産物を食べたい人は多い。諸制度を整え、農産物を積極的に輸出していく必要がある。しかし、日本は、残念ながら国の『GAP 規範』がなく、GAP が義務化されてもいない。また、直接支払いのためのクロスコンプライアンスも整備されていない。世界の農産物貿易の前提である『GAP 規準』については完全に落ちこぼれている。オリンピックでも、GAP による持続性、環境対応、安全性などを担保することもできないことが危惧される。国が正面から GAP 政策に取り組むことを期待したい。

文献：デール・ジョルゲンソン；「日本、TPP 生かし改革を」日経新聞・経済教室、2015年7月  
：中島 厚志；「TPP は経済活性化を加速させる」WEDGE Infinity

《連載6》 消費者向け『農場から届ける食の安全・安心』GAP講演会

## 『農産物生産段階でのリスク管理』—農業をずっと続けていくために—

《長崎県が佐世保と長崎で開催（2013年11月）した「食品の安全・安心リスクコミュニケーション」で講演した『農産物生産段階でのリスク管理』の講演内容を連載しています》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
理事長 田上隆一

### GAPは新たな農業倫理

農産物の低コスト・大量生産は、産業としての農業が目指すべき方向性です。しかし、低コスト・大量生産の経営理念は、「自然環境の保全」や「食品の安全性」を保証するものではありません。また、その経営方針は「CO<sub>2</sub>の削減」にも「生態系の保全」にもつながらないのです。

「安全はお金では買えない」という言葉があります。コスト節減ばかり強いている会社が事故を起こしやすい、というようなことも耳にします。農業においても同じことで、企業の社会的責任や企業倫理が問われているように、今、農業倫理も問われているのです。GAPは法令遵守だけで達成できるものではありません。新たな農業倫理が必要なのです。

しかし、そうはいつても、理念や理想あるいは倫理観だけでは、人間は活動できませんし、社会も変わりません。「理想に燃えた今年は頑張れたが、来年は続かない」では困るのです。だから、経済的動機をどう作っていくかが問われることとなります。「環境支払」などの納税者負担でGAP関連の経費を賄うことになれば、GAPには国民的な理解が必要になるのです。

ヨーロッパのEU共通農業政策では、GAPを「市場では交換できない自然環境、景観、地域文化などの社会的資産としての価値に損害を与えない人間活動の取組み」と考えているのです。このような農業者の取組みに対して「納税者が負担する」、つまり税金で農業者の所得を補償するということです。貧困な農家を救うというような話ではありません。もちろん所得が減り続ければ農業経営は持続できません。グローバリゼーションで貿易の自由化がますます進展し、先進国では巨大な農業関連企業しか生き残れないというような傾向がない訳ではありませんが、EUでは、戸別農家の所得を補償する理由として、生産者は自然環境や景観などの「お金では換算できない社会的資産としての価値を上げている」ので、これを納税者が負担するという考え方なのです。

### 政策GAPの体系

下図は、GAPの政策原理と農業者の位置づけです。例えば、環境汚染が極端に酷い場合には、発生源が優先して改善される「汚染者負担の原則」で、当事者である農業者が負担します。政策としては、規制を強化し、場合によっては罰則を科すことも必要でしょう。

次に、肥料、農薬などの化学資材の過剰使用などの農業技術由来の汚染に対しては、農業者への啓発やGAPの指導などによって、これまでのバッド・プラクティス（悪い習慣）を止め、適正農業管理、つまりGAPを推奨する政策が必要です。この上更に、農業者が生態系の保護や環境の保全を自発的に行う場合は、生産者補償の政策をとるべきです。

OECDにおける農業政策を巡る議論では、GAP基準を超える環境・農業の質の向上を生産者に求める場合には、政策の介入、つまり農業者に対する補助金の政策が正当化されています。そうしなければ農業由来の環境破壊が続くことになってしまい、持続可能な社会の実現が難しくなってしまうでしょう。

## GAPは持続可能な農業への取組み

日本の農業を前提にしてお話をしましたが、このような農業政策は世界共通の課題です。持続可能な農業への取組みでは、日本は非常に遅れていて、具体的な取組みとしてはヨーロッパから20年ぐらい遅れていると私は個人的に思っています。農業のグッド・プラクティス（GAP）の概念が作られて、窒素撒き過ぎ禁止令とも言える「EU硝酸指令」が制定されたのは1991年で

す。2000年になると「行政が作った『適正農業規範』が守られていること」を取引条件とする商業上の検査や監査が行われるようになり、現在では、食のグローバル企業によって世界規模で普及し、認証制度の標準化が進んでいるのです。

国連の食糧農業機関（FAO）は、世界的に普及したGAPについて概念の規定をしています。FAOによれば、GAPの目的は、①安全で健康的な農業（食品と非食品）分野を守ることであり、②同時に農業者の経済的な利益も確保することが必要であり、③社会的にも環境的にも持続可能な農業を作りあげることであると言っています。

## 持続可能な発展は世界の共通目標

これは、国連の「環境と開発に関する世界委員会（WCED）1987年」で確認された「持続可能な発展」の農業版です。「持続可能な社会」は、「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たす社会」という意味で、1992年にリオデジャネイロで開かれた「国連環境開発会議（地球サミット）」で、持続可能な発展は、持続可能な社会に向けて「環境・経済・社会という3つのバランスを考慮する必要がある」と規定されています。

日本では、持続可能な発展に関する「環境基本法」が1993年に制定されています。その基本理念は、「自然資源の消費を抑制して環境への負荷をできる限り低減する」ことであり、農業分野では、「環境負荷低減型農業」「循環型農業」「持続的農業」等を推進することが閣議決定されています。

しかし、日本で持続可能な農業が方向付けられたこの時点では、Good Agricultural Practice（GAP：適正農業管理）の概念が確立されていませんでした。GAPという言葉が日本に入ってきたのは、21世紀になって、EUの加盟各国が策定した「適正農業規範」が守られていることを取引条件とする商業上の検査や監査が行われるようになってからです。食のグローバル企業がサプライヤーに要求する「食品安全のための自己管理プログラム」をGAPとして導入したことが始まりなので、日本では、GAPと言えば「生産段階での食の安全・安心への取組み」とされているのです。

## 政策GAP基準 世界の認識（体系）

木村康二 農漁環境政策の特徴と環境保全型農業 誌基研研究所所報14号

農業環境問題の カテゴリー	目的・課題	政策原理	政策手段	農業者の位置 付け
農地保全 景観保全 土壌保全 水質保全	農業の保護・保全 ↑ 環境・生態系の 保護・保全	受益者負担 の原則  生産者補償 の原則	補助金・助成政策  直接所得支持政策  指導・啓発活動助 成政策	環境保全者  ↑ 自発的環境保 全者
農業・化学肥料の 過剰使用  家畜分尿による環 境汚染(水質汚濁 防止法違反)	↑ 農業を起源とす る汚染の除去	汚染者負担 の原則	課徴金・課税制度  指導・啓発活動  規制政策	↑ 環境汚染者



## GAPは持続的農業と地域振興に寄与する

FAOのGAP概念では、GAPの手法は、①総合的病害虫管理（IPM）、②総合的作物管理（ICM）、③環境保全型農業などと規定しています。GAPは「自然・資源を保護し、経済と農業を持続できるようにしながら、環境汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える行為である」というイングランド版のGAP規範の規定を実現する手法です。

さらに、GAPプログラムの目的として4項目掲げています。

- ①安全性と品質：安全で高品質の農産物を作り、収益を上げること
- ②環境の持続性：豊かな自然を、更に強化し、その維持に努めること
- ③採算性：資源の可能な開発を行い、生産者の生計を確立すること
- ④社会的受容性：文化的・社会的な受容性に見合った農業を行うこと

そして、GAPプログラムの最終成果として、「GAPの実施は、持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない」と言っています。

## GAPのG（Good）の3原則

GAPの「G」はGoodの略で「良い」ということであり、「良い農業」のことです。良い農業ではない「不適切な農業」「悪い農業」はBAPであり、「B」はBadで悪いということです。現状がBAPの場合には、GAPが求められるのです。問題は、何が良くて、何が悪いのか、それを明らかにしなければGAPの推進はできません。GAPの三原則は、

### ① 法令や科学に基づいていること

法令違反ではどう見てもいただけません。理屈が合わないやり方ではなく、科学的でなければならぬことは誰も異論はないでしょう。農林水産省の農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインは、農業の取組事項とそれに関連する法令等をまとめたもので、科学的知見に基づいて実施することを求めています。

### ② 予防原則を取っていること

重大な或いは不可逆的な損害の恐れがあるときには、科学的にその証拠や因果関係が提示されていない段階でも、リスクを評価して予防的に対策を採らなければなりません。1992年にブラジルで開催された国連環境開発会議で宣言された「リオ宣言」の第15条で規定されています。コンプライアンスだけではGAPは成立しません。GAPは自らの農場のリスク評価からスタートします。備えあれば患いなしということで、予め予防対策をするから安全性が高まり、安心につながるということなのです。

そして最後に、

### ③ 汚染者負担原則を取っていること

環境破壊は、その発生源が優先して改善されるべきであり、汚染者負担の原則であることが重要です。例えば、湖が汚れたからといって、他のきれいな河川から導水して湖の水の半分以上を薄めれば、汚染率が半分になりますが、こういうのは相当頭が悪い考え方であり、本当の解決にはなりません。そうではなく、流入する河川を上流にたどってみたら、汚染源はその流域の人達の農薬であり肥料であるということが判ったとすれば、そこにメスを入れなければなりません。

「これまでの悪い習慣を止めること」、これが汚染者負担の原則です。原因を作った人達に責任があります。食品事故を起こした場合でも、そのような考え方になります。（以下次号に続く）

## 『オリンピックのための食材調達をいかに実現するか』（仮題）

～オリンピックで求められる持続可能な農畜水産食材の調達と国際認証～

### 【開催趣旨】

開催が4年後に迫る東京オリンピック・パラリンピックで世界中から集まる選手や観客に対する「おもてなし」の農畜水産食材について、国際的規格認証を普及させるとともに、どのように食材を調達するのかが大きな課題になっている。

オリンピックの開催を契機に、農畜水産業における環境負荷を最小限に抑える持続可能性マネジメントの仕組みと実践例を創るとともに、その持続可能なサプライチェーン全体を大会のレガシーとして国内に広く導入し、日本が持続可能な社会に大きく近づく変革の契機としていくことが重要である。

本シンポジウムでは、オリンピックで求められる持続可能な国産農畜水産食材の調達を視野に入れつつ、これを実現するために必要な考え方と具体的な方策について異なる分野の異なる視点で考え方を整理し、今後のオリンピック対策の加速化に資するものとする。

### 【開催概要】

日 時：2016年2月9日(火)午前10時00分～2月10日(水)午後4時

会 場：東京大学弥生講堂（東京都文京区）

参加費（資料代）：日本生産者 GAP 協会会員：¥10,000、一般：¥15,000、学生： ¥2,000

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

共 催：特定非営利活動法人水産衛生管理システム協会、GLOBALG.A.P.協議会

### 『オリンピック用食材調達への環境整備と農畜水産業の持続可能性』

基調講演 日本における農畜産業の持続性評価と期待される取組み

講演1 日本における農畜水産物の国際認証の整備方向

講演2 ロンドン大会に学ぶ「持続可能性」と我が国の「フードビジョン」

講演3 ロンドン大会における農産物調達のベンチマーク基準「レッドトラクター」

講演4 東京大会が目指す「持続可能性」と「フードビジョン」

講演5 持続可能性に配慮した食の調達とオリンピック・パラリンピックレガシー

### 『オリンピックで求められる食材と国際認証の現場的課題』

講演1 水田農業に見る持続性の実践と GLOBALG.A.P.認証の取得

講演2 野菜生産における GLOBALG.A.P.の実践と食材供給

講演3 畜産物における持続性の実践と GLOBALG.A.P.認証の取得

講演4 オリンピック用水産物の HACCP と持続性の MSC と ASC

講演5 今からでも間に合う東京オリンピックの国産食材の調達戦略

### 『全体討議（パネルディスカッション）』

## 【開催のねらい】

### 東京オリンピック・パラリンピックの成功とは

今から 50 年前に開催された「東京オリンピック大会」では、背景に「オリンピックを契機として社会インフラの整備を図り、社会全体の発展を図ること」という目標がありました。その結果、日本は高度経済成長で物質的な豊さを享受しましたが、一方で公害の問題や地域間格差の増大など負の要因を残す結果になりました。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック大会で私達が目指すべき成功は、このような負の要素を限りなく排除した形のものにしなければなりません。その点で、2012 年にイギリスで開かれたロンドン大会は、徹底した環境配慮を実施し、「史上最も持続可能なオリンピック」と讃えられています。そして、2020 年の東京大会の誘致にあたり、日本はこのロンドン大会を超える意欲的な環境配慮の目標を設定し、アピールし、その実現を約束したのです。

### オリンピックは民意で作る

しかし、その計画と実行を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（森喜朗会長）からは、まだその実現に向けた具体的な計画や施策が見えていません。大会の持続可能性についての方針も 2014 年に作成されましたが、その内容は十分に周知されていません。

同委員会準備運営局によれば、2015 年 9 月の時点では、「レガシーを考える委員会が出来ただけで、これからロンドンに学ぶところ」であり、「(持続可能な) フードビジョンはまだまだ。その前に (持続可能な) 調達基準を決めなければならないが、まだ何も決まっていない」ということです。組織委員会準備運営局からは、「皆さんのような組織で検討し、いろいろな方向を進めて欲しい」と協力を呼びかけられています。

### シンポジウムのねらい

日本農業は今後どのような環境配慮を実現するのか、オリンピック開催を契機に、「**農畜水産業における環境負荷を最小限に抑える持続可能性マネジメントのしくみと実践例をつくる**」とともに、その「**持続可能なサプライチェーン全体を、大会のレガシーとして国内に広く導入**」し、日本が持続可能な社会に大きく近づく変革の契機としていくことをシンポジウムの目標とします。また、その取組みを国内外に広く発信していきます。

### オリンピックを契機に本物の GAP を実現する

世界が注目する 2020 東京オリンピック・パラリンピックは、農業の持続可能性（サステナビリティ）に関心をもつ産地や団体にとって、自らをアピールするための最高の舞台となります。

東京オリンピック・パラリンピック競技組織委員会は、大会の実施にあたって、多くの企業や団体に資金やモノやサービスの提供を求めることとなります。産地や団体は、この機会を、自らのチャンスと捉えることもできます。日本での常識が世界での常識とは限らないということを痛感するかもしれませんが、だからこそ、これまで進めてき





た産地の持続可能な取組み（GAP）に向けた活動を、「国際的に通用する規格の視点」で捉えなおす絶好の機会です。

日本の農畜水産業の産地や団体が新たなステージに立つためには、戦略的な思考が求められます。まずは、①自身の持続可能な農業に関する活動を整理し、GAPに関する日本の現状と国際規格のギャップを認識して、②持続可能性を求める国際社会は農業に何を求めているのかを考え、それに自身がどのように関わるかということをはっきりとすることです。③そして、持続可能性のマネジメントを実現し、世界に発信する必要があります。

### 当会の活動との関係性

一般社団法人日本生産者 GAP 協会が、創設以来、一貫して推進してきた「農業の持続可能性への取組みは、『適正農業規範』の発祥の地とも言えるイングランドの農業政策 GAP と農民連合のレッドトラクター表示制度で出会い、南チロル（イタリア）やアルメリア（スペイン）の農産物輸出のための農場保証制度（ファーム・アシュアランス）などから学んできたものです。

持続可能な農業の GAP 政策や環境保全型農業マーケットが確立していない日本国内では、GAP はもっぱら「食品安全管理システム」としての要求事項でしかありませんでした。しかし、2020 年には「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、多くの外国人を迎えるとともに、同年に、農産物・食品の輸出総額 1 兆円以上を政策目標にしていることから、GAP も HACCP も「国際規格を意識しなければならない」と閣議決定されるほどになりました。

特に GAP は、そもそも「**持続可能な農業を実現する管理**」ですから、ロンドン大会以来、オリンピックの目標となっているサステナビリティ（持続可能性）の実現のために、日本の GAP 実践も、国際的に通用する本来の GAP として全国の産地に定着させることが必要になりました。

今回のシンポジウムでは、オリンピックで求められる持続可能なマネジメントの仕組みを実現するために、どのような考え方が必要なのか、そしてそのための具体的な方策はどのようにすべきかなどについて議論していきたいと考えています。そして、シンポジウムにおける考え方の整理が、今後のオリンピック対策の加速化につなげていければと思っています。是非とも多数の方々にご参加いただきたいと思います。

## 《資料》《GAP 普及ニュース 45 号 p17-19 の続き》 2012 ロンドンオリンピック・パラリンピックのための 「フードビジョン」 2009 年 12 月

「2020 東京オリンピックで国産野菜を供給できない可能性」（GAP 普及ニュース 40 号,2014・10 の巻頭言）と警鐘を鳴らして以来、GAP シンポジウムや GAP セミナーの他全国各地で開催している GAP 研修会では、2012 ロンドン大会に学ぶサステナビリティとレガシー（持続可能性への取組みとその社会システム化）について学習してきました。この間に、NHK はじめマスコミの関係者からの問合せが多くなり、ロンドン大会で確立された「フードビジョン」について、農業関係者に直接知ってもらうことが必要と考え、GAP 普及ニュースの読者と「フードビジョンの翻訳文」を共有することといたしました。

以下に掲載いたします翻訳文の内容は、一般社団法人日本生産者 GAP 協会内部の学習用に作成したものですので、翻訳内容の正確性については責任を持ちませんので、ご関心をお持ちの方は是非原文を参照して下さい。

[http://www.london.gov.uk/sites/default/files/LOCOG%20food%20Vision\\_Dec%2009.pdf](http://www.london.gov.uk/sites/default/files/LOCOG%20food%20Vision_Dec%2009.pdf)

## London Olympic p10-13 の翻訳

### 私達の挑戦

- ・ 31 の競技会場
- ・ 955 の競技セッション
- ・ 160,000 人の要員
- ・ 23,900 人の競技者とチーム関係者
- ・ 20,600 人の放送記者と新聞記者
- ・ 4,800 人のオリンピック・パラリンピック関係諸団体の職員
- ・ 900 万人分の入場券販売
- ・ 1400 万人分の食事



2012 ロンドン大会 フードビジョンより引用

### オリンピック村における食品の量

- ・ 25,000 ローフのパン
- ・ 232 トンの馬鈴薯
- ・ 82 トン以上の海産物
- ・ 31 トンの家禽食品
- ・ 100 トン以上の肉類
- ・ 75,000 リットルの牛乳
- ・ 19 トンの卵
- ・ 21 トンのチーズ
- ・ 330 トン以上の果実と野菜

『世界最大の平和時のケータリング活動』： 大会のケータリングは正に『世界最大の平和時のケータリング活動』であると認識されています。圧倒的な数の「食事をする人」と「消費される食品の量」は、このケータリング活動をユニークでチャレンジングなものにしています。

しかし、世界中のイベントともてなしケータリング業者が、以下の直面する課題が伝統的な制約の上に加えられます。すなわち、限られたサービスの時間と空間、忙しいイベント・スケジュールとの調和、非常に多くの場所からのさまざまな顧客グループによる明確な要求事項、食材の供給と配達、保管と再保管の調整、食品の貯蔵、調理、提供、什器等の洗浄などです。

また、参加者の健康と安全、群衆のモデリング、国際的な食事の要求事項、これらに係る要員、警備、タイムスケジュールなどがあり、もちろん入手可能な食材・食品の品質とその選択、それらを届けるための予算も考慮しなければなりません。

ロンドン 2012 と私達のパートナーは、やるべきことがたくさんあります。大会が行われている限られた期間に、一回目から正しくきちんとやらなければなりません。初期の生みの苦しみを解決する機会はありません。ケータリングは初めから『提供する準備ができています』必要があります。

私達のフードビジョンは、このリストに追加するようには設計されておらず、むしろ効果的な方法でアプローチするようになっていきます。それは、飲食物を高い基準にもとづいて届けるという、高品質で、効果的で、持続可能なケータリング能力を構築するという視点で作られています。

誰に食事を提供するの？： 大会で食事をする人達は、多様で目の肥えた参加者です。全体では、独自のニーズと要求を持っている 9 つの顧客グループが存在します。このことは、各々の会場において幾つかの独立したケータリング施設を支援しなければならないことを意味しています。この 9 つのグループの詳細は、以下に示した通りですが、二つの主要なカテゴリーに分かれます。一つは放送記者、新聞記者、チケット所持者、競技者以外の自分で食事代を払う人々で、もう一つは自分ではお金を払わず、ロンドン 2012 がお金を負担することになっている人々です。

一 競技者と公式チーム： 16,500 人のアスリートの主要な関心事は、競争当日に最大のパフォーマンスを確実に発揮することです。彼らのこのような能力を発揮するには、少なからず昼または夜の正確な時間に、馴染みがあり、栄養学的にバランスのとれた食事を提供することにあります。

一 技術関係者： 4,000 人以上の技術関係者が、それぞれの競技において審査員を務めます。スポーツ競技で提供されるケータリングのスタイルに詳しく、期待と要求のレベルには高いものがあります。彼らは、アスリートに対して公平でタイムリーな競技の進行をサポートできるように、総合的で、快適で、煩わしくないケータリングの供給を頼りにしています。

ーオリンピックとパラリンピック関係諸団体職員 : オリンピックスポーツに関係している 4,800 人の専門家がいます。彼らは国際オリンピック委員会と国際パラリンピック委員会のメンバーから、マーケティング・パートナー、将来のホスト都市からの人員と彼らの客 (VIP、爵位、世界的リーダーを含む) まで幅があります。このクライアントグループは、都市を見て回るだけでなく、一日中多くの競技会場を訪問します。

ー大会要員 : 大会要員を構成する 160,000 の人々は、大会を成功裏に実現する役割を果たします。食料の調達から警備まで、またボールボーイやボールガールから技術者まで、大会は彼らなしでは行うことができません。大会要員の 70,000 人以上は、ボランティアです。ボランティアにとって当番の時の十分な食事は、彼らの満足に欠かせないだけでなく、彼らが提供する重要なサービスのための唯一の『報酬』でもあります。

ー権利を所持している放送記者と新聞記者 : 新聞記者と放送記者を含む 20,600 人のメディア要員は、ロンドンのイベントをロンドン以外の世界につなぎます。彼らは長期間ロンドンに滞在して、多くの時間を会場で働いて過ごしています。彼らは自分の食事代は自分で払うのですが、基本的に仕事です。そのため、一日 24 時間、週 7 日間休みなしで食事ができることを必要としています。金額に見合った価値が重要です。

ー入場券所有者 : 観客は、最大のケータリングの顧客グループです。彼らは 900 万人にもなります。そして、その観戦の機会に、大会のケータリングとの接点を持つことになります。それは、彼らの「一生に一度の経験」への期待に対し、素晴らしいスポーツの動きと手頃な価格の最高の品質の食事の二つとも応えることが重要です。

ー企業とスポンサーのもてなし : 全ての顧客は、もし選択するならば、高級な食品と飲料を購入することができます。これらは、オリンピック公園内の 2 つのもてなしゾーンで提供されます。一つは、大会関係者、例えば競技者、権利のある報道記者、国際オリンピック委員会のメンバー等の特定のグループのために提供されます。もう一つは「企業ホスピタリティ」パッケージを購入した市民メンバーに提供されます。

どこで食事を提供するの？ : 大会におけるケータリングは、料理法だけでなく、地理的に広がられています。ロンドン 2012 では、ロンドンの内外の約 40 の会場でケータリング施設を直接管理します。しかし、それはまた、大会に関連した全てのケータリングが最も高い基準を維持することになります。以下の表は全てのケータリング会場の概要です。

ロンドン 2012 関係	会場のタイプ	事 例
ケータリングサービスの直接管理と配達	オリンピック公園会場 10 カ所	オリンピックスタジアム、水泳センター、バスケットボールアリーナ、ハンドボールアリーナ、ホッケーセンター、ベロドロームと BMX サーキット、パラリンピックアーチェリー、車いすテニス
	ロンドンの競技会場 12 カ所	アールズコート、グリニッジ公園、近衛騎兵パレード、ハイドパーク、ノースグリニッジアリーナ、リージェントパーク、ロイヤル砲兵隊兵舎、ウェンブリースタジアム、ウェンブリーアリーナ、ウィンブルドン他
	ロンドン以外の競技会場 9 カ所	ブックスボーン、イートンドーニー、ハドリー城、ハムデンパーク、ミレニアムスタジアム、オールドトラフォード、セントジェームスパーク、ウェイマス&ポートランド
	競技会場以外とイベント	メインプレスセンター、国際放送センター; オリンピック村 (選手); セーリング村 (選手); ボートとカヌー村 (選手); オリンピック公園共通ドメイン; スポンサーホスピタリティと企業ホスピタリティ; 開会式と閉会式
創造性と指導、影響力		ロンドンとその周辺でのオリンピックフェスティバル、聖火リレー周辺の文化イベント、地域の食品フェア、レストランやフード店

～次号以下に続く : 次号は Our commitments (私たちの約束) そして Product sourcing standards (製品の調達基準) です。



## 『グローバルギャップツアー2015 日本』大会に参加して

一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
常務理事 山田正美

『グローバルギャップツアー2015 日本』大会は 2015 年 9 月 11・12 日の二日間、GLOBALG.A.P.協議会と (社) GAP 普及促進機構が主催し、(社) 日本生産者 GAP 協会が共催する形で運営されました。

会場は、東京都府中市にある東京農工大学の府中キャンパスで、都心から電車で 1 時間ほどの少し辺鄙なところにあるのですが、全国から農業普及関係者など 200 名ほどの人が集まり、会場は熱気に包まれていました。

私は一日目だけの参加でしたが、初日の講演の中から印象に残ったものについて報告させていただきます。

### 我国における GAP の取組み及び推進施策 (農林水産省 生産振興審議官鈴木氏の代理亀谷氏)

講演予定者であった鈴木審議官は、茨城県の鬼怒川氾濫の対応で出席できなくなり、急遽亀谷氏が代理で講演されることになりました。農林水産省が取り組んできた GAP の紹介や、共通基盤としての GAP ガイドラインの紹介の後、輸出と GLOBALG.A.P.の話になり、次のような報告がありました。

- ・平成 26 年の農林水産物の輸出は過去最高となった。輸出の際、相手先から GLOBALG.A.P.認証の取得を求められることがあるので、認証の取得を支援している。
- ・平成 27 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」が改訂され、その中で 3 つの異なる視点から GAP の重要性について記述された。①一定水準以上の GAP の普及推進、②輸出促進のための国際的 GAP 認証の促進、③ICT 等先端的技術を利用した合理的管理に役立つ GAP の推進、の 3 点である。
- ・現状では高い水準の GAP が充分普及しているとは云えず、解決すべき課題は多いと認識している。
- ・今後も、GAP のさらなる普及拡大と GLOBALG.A.P 認証取得の支援を含め、普及員や JA 職員などの協力を得ながらやっていきたい。



東京農工大学府中キャンパス

### 日本農業とグローバル GAP ((一社) GAP 普及推進機構 理事長 横田敏恭氏)

GAP 普及推進機構は GLOBALG.A.P.を国内で普及推進するために、今年 6 月に創設された団体です。横田理事長は農水省の OB で、GAP に対する考え方と今後の方向を話されました。

- ・農業政策には地域政策と産業政策の両面があるが、国は農協法の改正を行ったことで、産業としての農業に軸足を移したと捉えている。
- ・5 年後 10 年後を考えた農業戦略には当然ながら輸出戦略も含まれる。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックはその過程の一つと考えている。
- ・その際の重要なポイントは以下の 5 つである。①残留農薬の問題、②検疫、③ハラール認証、④表示、そして⑤GAP の 5 つである。だからこそ、世界標準の GLOBALG.A.P.が重要になる。
- ・GLOBALG.A.P.は輸出のための認証というだけでなく、農業経営者の自己の経営マネジメント能力向上に寄与する。

- ・今回立ち上げた GAP 普及推進機構だけでは充分にできないので、日本農産物輸出組合の高橋理事長や日本生産者 GAP 協会の田上理事長と組んで、日本農業発展に尽力していきたい。

**日本が直面する GAP の必要性の農場認証の意義** ((社) 日本生産者 GAP 協会代表理事 田上隆一氏)  
田上理事長は、GAP レベルを上げるための教育システムとしての GH (グリーンハーベスター) 評価制度の重要性と意義について以下のように語られた。

- ・農林水産省に「GAP 戦略協議会」が立ち上がったが、これまでの GAP 政策を見直していこうとする動きと捉えている。
- ・2008 年の北京オリンピックでは食品安全を主にしたチャイナ GAP を推進したが、GLOBALG.A.P. (当時は EUREPGAP) との同等性は認められなかった。なぜなら GLOBALG.A.P. は食品安全だけでなく、環境にも配慮した GAP であり、チャイナ GAP はその点が抜けていたためである。
- ・2012 年のロンドンオリンピックではサステナビリティ (持続性) とレガシー (遺産: 社会システムとして残すこと) がテーマとして取り上げられ、そのためのフードビジョンを作り、その中に食品の調達基準を設定した。英国のレッドトラクター認証制度は食品調達基準の基本となっている。
- ・日本の農業はどうかというと、硝酸塩による地下水汚染の深刻さ、農作業事故の多さ、外国人労働者への不法労働など、解決すべき問題も多い。
- ・これらの課題解決のためにも GAP の普及推進が大切と考えるが、GAP の教育システムである GH 評価制度を活用して、足元を固めながら進めていきたい。

**リテラーと GFSI (イオン株式会社食品安全推進プロジェクト 山田研一氏)**

日本の食の安全の現状について、食品業界の動きから以下のような発言がありました。

- ・日本の「食の安全」は独自に進化しており、グローバルスタンダードにはなっておらず、ここでもガラパゴス化が見られる。世界には主要な食品業者で構成している GFSI という組織 (イオンは当初から参加) がある。
- ・GFSI では、世界に 400 種類も存在するという食品に関する認証規格について、GFSI が作成した食品安全のスキームと照らし合わせ、適切と判断した認証規格のみを承認している。
- ・しかし、日本の認証規格で GFSI に承認された規格は今のところ 1 つもない。
- ・GLOBALG.A.P. は農産物生産に関する数少ない GFSI に承認された認証規格の一つである。
- ・イオングループはこの GFSI の活動を支援しており、日本でもグローバルな視点から他のリテラーとも協力して安全な食品を提供していきたい。

**GLOBALG.A.P. 認証一価値ある取組みのために** ((株) AGIC GAP 普及部長 田上隆多氏)

日本生産者 GAP 協会が開発した GH (グリーンハーベスター) 評価制度を元に GAP の指導を行っており、これをベースに GLOBALG.A.P. 認証を取得したあるいは現在取得に取り組んでいる団体・個人の件数は 7 件になっている。実際の指導経験から GLOBALG.A.P. 取得の意義について講演された。

- ・最近 GLOBALG.A.P. 認証取得に関する問合せが増えている。それだけ関心が高まっていると考えられる。
- ・GLOBALG.A.P. の認証は、その認証された経営体の農業が GAP (Good Agricultural Practice) であることを対外的に保証する制度でもある。基本的には、①法令や科学的根拠に基づいている、②予防原則を取っている、③汚染者負担原則を取っている、ということが GAP の頭文字の”G”すなわ



ち“Good”の意味になる。

- ・これまでの経験から、GLOBALG.A.P.認証の取得を始める初年目は、リスクがどこにあるのかを探し出すのが大変である。2年目はそのリスク評価が大変である。3年目になってようやく計画的なリスク評価が出来るようになる。ここまで来ると4年目、5年目とどんどん良くなっていく。
- ・GLOBALG.A.P.は認証取得だけを目的とするのではなく、GAPの視点でリスク改善を継続的にやっていくことであるという認識を持つことが大事である。

#### 海外事情：EUとGLOBALG.A.P.（ルーベン・カトリック大学 バーデメーカー教授）

GAP発祥のヨーロッパにおけるGAPの現状報告でした。GAPは20年前から始め、現在では当然のこととしてGAPが実施されており、5年、10年後の日本もこのようにGAP認証農産物が当たり前になる時代が来ることを期待しながら講演を聞きました。

- ・ベルギーでは、生産者の80%、出荷物の95%がGLOBALG.A.P.認証を取得しており、市場に出荷するための条件となっている。
- ・生産者は組合のグループ認証（GLOBALG.A.P.のオプション1）で認証を取得しており、そこには農協の支援がある。
- ・20年前はGLOBALG.A.P.（当時はEUREPGAP）の認証を受けることで、認証の無い農産物に比べて常に高い価格で取引されていた。しかし、現在は認証されていないと出荷できないため、価格で差をつけることは出来なくなっている。輸出する場合もGLOBALG.A.P.は必須条件となっている。

#### 海外事情：香港の食品安全事情（（有）シティスーパージャパン執行役員 田屋健一郎氏）

香港や上海において富裕層向けの小売りをやっているシティスーパーの動向について興味深い話をいただいた。

- ・シティスーパーは、日本人が香港で作った西武系列の小売業者で、商品は日本（30%）だけでなく世界中（欧米40%、アジア・韓国30%）から仕入れて販売している。
- ・現在、香港4店舗、上海3店舗あり、平日のレジ通過者は7~8千人で、週末では2~3万人になる。
- ・高価な商品を置いているため、顧客は現地の富裕層が中心である。現地の日本人は、イオンなどのスーパーへ買い物に行くのが普通であり、あまりシティスーパーは利用していない。
- ・店としては、高付加価値商品としてGLOBALG.A.P.認証取得の商品を置かざるを得ない。しかし、日本の食品レベルの規準は世界から比べると遅れているというのが現状である。

#### GLOBALG.A.P.の動向（GLOBALG.A.P.事務局 イグナシオ・アンテケラ氏）

GLOBALG.A.P.の最近の動きについてGLOBALG.A.P.本部シニアマネージャーの話がありました。

- ・GLOBALG.A.P.の普及によって市場でのプレミアム価格はなくなってきた。そのため、登録費用の低減が求められ、それに取り組んでいる。
- ・GLOBALG.A.P.は国際規格なので、各々の国に適用したときに問題なく運用できるかを常にチェックしている。国別技術作業部会（NTWG）は国毎に運営されており、その国の法律に従ったローカルルールを作成を行っている。日本のNTWGからは、今回のGLOBALG.A.P.Ver.5への改訂について多くのコメントをいただいた。
- ・世界におけるGLOBALG.A.P.の認証状況であるが、2009年は94,800件の認証があり、2010年以降毎年1万件的伸びを示しており、2015年では155,000件の認証となっている。まだまだ拡大して

おり、ピークには達していない。

・GLOBALG.A.P.の認証取得をしている国は118か国に及んでいる。認証の内訳は、グループ認証が72%を占めており、個別農場の認証件数より多くなっている。これはグループ認証の方が農場単独で認証を受けるより1農場当たりのコストが下がるためと思われる。

・日本におけるGLOBALG.A.P.認証件数はまだ50件であり、197農場が認証取得したに過ぎない。ちなみにスペインでは3,000件である。

### 農業フランチャイズによるGLOBALG.A.P.認証取得の短期実現

((株)ファームアライアンスマネジメント 代表取締役 松本武氏)

松本氏の会社は、タブレット端末を通して農作業管理を簡単に入力できるという新しい方法で農作業日誌の記録を簡略化し、GLOBALG.A.P.の認証取得に貢献しています。講演では、松本氏のGAPに対する考え方を伺うことができました。

・日本にはGLOBALG.A.P.に関する間違った認識を持っている人がいる。代表的な意見の一つ目は「GLOBALG.A.P.は日本農家にマッチしていない。日本には日本にマッチしたGAPがあるべきだ」というものである。

・この意見を別の視点から見ると、「日本の農家はGLOBALG.A.P.を取得している世界117カ国とは異質である」と言っているようなものだが、世界の農業を見てきた限りではそのようなことはない。

・もう一つの意見は「日本の農業者にはGLOBALG.A.P.は難しい」というものである。

・この意見も、別の視点から見ると「日本の農家は海外の農家より理解能力が低い」と言っているようなものであるが、私は日本の農家は海外の農家より劣ることはなく、むしろ理解能力が高いと思っている。勝手に低いと思っているのは農外の人達だと思う。

・GAPで行う農場管理記録を取引のためだけに使うのであれば、偽装が生じやすい。記録を経営改善のための資産として残す場合は、自分のためになるので偽装はしない。GAPの本質は農業を持続するための記録とあって欲しい。

以上、当日のメモを頼りに印象に残った講演内容について書かせていただきました。他にも印象に残る講演をされた方もいましたが、メモがなく割愛させていただきました。

## GAP 担当者のための GAP 普及情報

一般社団法人 日本生産者 GAP 協会

■農林水産省のGAPを担当する課が、これまでの「生産局 農産部 技術普及課」から、2015年10月1日付けで、「生産局 農産部 農業環境対策課」に移りました。

私は、これは単なる担当部署の変更ではなく、農林水産省の農業政策の転換につながるものではないかと、少し期待を込めつつ、考えています。その理由は、「農業環境対策課」の英名が、「Sustainable Agriculture Division」だからです。

私は、日頃より、「GAPとは、自然・資源を保護し、経済活動と農業が持続できるようにしながら、汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える行為である」と皆様にお伝えしています。言い換えれば、「GAPは、持続可能な農業への取組み」なのです。

課の名前を英語にする際には、単なる単語の英訳ではなく、実際に行う業務内容が分かるように意識をするものです。「農業環境対策課」が「Sustainable Agriculture Division」であることは、

「持続可能な農業」を推進する課であり、それこそが GAP の普及であるということでしょう。

現に農業環境対策課では、「単なる環境対策」ではなく、自然循環機能を基本とした「持続可能な環境と調和のとれた農業」を進めることを意識して施策の展開を図っています。持続可能な発展は人類共通の課題です。いかなる産業もこの課題から逃れることはできません。農業分野における持続可能な取組みが「農業のグッド・プラクティス」即ち GAP なのです。

欧州では、国や州などの公的な機関が「GAP 規範」を策定して、その実施を直接支払の条件として義務化し、アメリカでは、「環境負荷削減規範」が補助金の要件として実行されています。私が少し期待を込めているのはこの点に関してです。

## ■農林水産省の GAP 変遷

ここに至るまでの農林水産省の GAP 政策について振り返ってみたいと思います。私の知る限り、農林水産省は、省が考える「GAP の概念」に見合った部署で業務を実施してきたと思います。

**入門 GAP：**私の記憶では、初めて GAP が登場したのは、2004 年の「食品安全 GAP（ジーエーピーと読む）」だったと思います。担当の部署は、消費・安全局の「農産安全管理課」で、「入門 GAP」を策定して食品安全対策を推進しました。

**基礎 GAP：**同じく記憶によれば、2008 年に GAP の普及担当部署が生産局の「生産技術課」に移り、ここでは GAP（ギャップと読む）を消費者の食品安全要求に応えるための農業生産工程管理であると定義し、「基礎 GAP」としてその取組み方法をまとめ、「GAP 手法」として農業管理への導入を推進しました。

**農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン：**2010 年には、国内に様々な農業生産工程管理（GAP）が存在するから、共通基盤を整理するとして「ガイドライン」が策定されました。ガイドラインでは、食品安全に加え、環境保全や労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含んでいるとして、ガイドラインに沿った実践を推進して現在に至っています。

**閣議決定で GAP の見直し：**「日本再興戦略改訂 2014」（閣議決定）では、我が国農産物の食品としての安全性向上と食産業の競争力を強化するため、国際的に通用する規格の策定と我が国が主導する国際規格づくりに取り組むことが必要であると、農林水産省は「GAP 戦略協議会」を設けてこれまでの GAP 政策の見直しを始めました。

## 「西尾道徳の環境保全型農業レポート」

国が作る GAP は民間では作りにくい基盤となる GAP であって、民間はその上に、自分らの目的に沿った内容の作業を積み重ねられるようにすることが必要である。その意味で、国が作る GAP は「規範」であり、今回のガイドラインのように農林水産省が GAP を「農業生産工程管理」と訳すべきではなかろう。「農業生産工程管理」と表現される GAP は、民間が具体的品目の生産を管理するための GAP で用いるべきであろう。

## ■2016 年度予算概算要求の GAP 体制強化・供給拡大事業[新規]

【対策のポイント：インバウンド需要や輸出の拡大に向けて、国内における農業生産工程管理（GAP）の取組みの高度化、普及の拡大を図るとともに、国際的に通用する GAP の検討、GLOBALG.A.P.等の認証取得を支援します。】

この補助事業の中で都道府県が対象となっているのは、

### 1 「GAP の高度化・普及拡大に向けた取組み」の(2)「認証体制導入支援」です。

【GAP の取組みに対する信頼性向上に向けて、生産者及び取引先以外の第三者が GAP の取組みを確認・認証する仕組みを導入するため、検討会の開催、人材育成に向けた研修会、第三者による確認・認証体制の実証等に関する取組みを支援します。】

この事業では、普及指導員の GAP を見る目を養って、農業管理の実態を評価判定して、農業者の国際的に通用するレベルの GAP 実践にお墨付きを与える、又は／及び GLOBALG.A.P.認証の

取得を支援する、というような事業が該当します。

この事業に最も相応しい実践は、既に 28 府県で実施され多くの実績を上げている「GAP 指導者養成講座」の教育システム「グリーンハーベスター（GH）評価制度」の導入だと思います。

富山県、青森県、長崎県では、「GAP 指導者養成講座」を修了した普及指導員とともに、県が指定した「GAP 推進モデル産地」に対して 3 回（調査・指導・評価）の実践指導を行っています。この産地への GAP 推進企画は、モデル農場を指名して、1 回目に農場管理実態調査（GH 評価）、2 回目は GH 評価結果に基づく問題点の指摘と改善計画づくり、この指導に基づいて農業者の農場改善を推奨し、3 回目に農場の最終監査を行って GAP レベルを検証するというものです。

「GH 評価システム」の実践を通して普及指導員の GAP を見る目（評価の技量）を向上させるとともに、当該産地の GAP レベルを国際的に通用するレベルに上げていきます。

GH 評価システムで GAP の指導を受けた産地の農業者が、グループで GLOBALG.A.P. 認証の取得を決意し、現に認証取得した事例が増えています。

文責 田上隆一

## 協賛シンポジウムのお知らせ

農業情報学会 2015 年度秋期大会『食・農・環境の情報ネットワーク全国大会』（予告）

### 「スマート六次産業化に向けての農業 ICT × GAP × HACCP（仮）」

【開催趣旨】農業情報学会の秋（冬）の大会は、現場対応型の戦略的技術を紹介すると共に、ポスターセッションを通じて学会メンバーと現場との交流を図ることを目的としている。そこで、2015 年度の大会では、TPP が現実味を帯びる中で、農業生産、食品加工、食品流通からなるフードシステムを対象に、このシステムを横切る生産現場での環境保全、食品の安全・安心、食品の品質への対応に不可欠な GAP、HACCP、ICT をそれぞれ関連づけながら、最新の情報を踏まえて専門家にお話しいただくとともに、その現場の視察も企画することにした。

日時：12 月 10 日（木）11:00-18:00      12 月 11 日（金）現地視察

場所：鹿児島市城山観光ホテル

参加費： 事前登録：3000 円、当日：5000 円      懇親会費： 5000 円

主催：農業情報学会      後援：農業食料工学 IT/メカトロニクス部会、九州支部

協賛：計測自動制御学会アンビエントセンシング応用部会、(一社)ALFAE、

(一社)日本生産者 GAP 協会、鹿児島経済研究所、異分野融合プロジェクト、x CLOP

申込方法：[https://www.jsai.or.jp/?page\\_id=161](https://www.jsai.or.jp/?page_id=161)      申込期限：2015 年 12 月 3 日

#### プログラム

12 月 10 日（木）1 日目

11:00～11:05 開会挨拶

農業情報学会会長 東京大学教授 二宮正士氏

11:10～11:55 講演 1：スマート六次産業における品質と ICT

一般社団法人 ALFAE 代表理事 亀岡孝治氏

13:00～13:45 講演 2：環境保全型農業と GAP

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 理事長 田上 隆一氏

13:45～14:30 講演 3：食品の安全・安心と HACCP

日本 HACCP トレーニングセンター 専務理事 杉浦嘉彦氏

14:40～15:40 ポスターセッション（現在 調整中）

15:50～16:20 事例1：鹿児島県

16:20～16:50 事例2：ファームアライアンス 専務取締役 数納朗氏（農学博士）

16:50～17:20 事例3：東京デリカフーズ株 研究開発室 武井安由知室長

17:20～17:50 事例4：HACCP 関連

12月11日（金）2日目：現地視察（調整中）

## 農産物の輸出検疫とGAP

松本農業改良普及センター普及指導員  
長野県病害虫防除所 小池英彦

財務省の貿易統計では、日本から外国への輸出および外国から日本への輸入データが得られる。

表1 主実の輸出額の推移（単位：百万円）

年	りんご	温州みかん等	葡萄	桃	梨
2014	8,642	723	912	828	538
2013	7,160	536	672	576	616
2012	3,312	363	404	380	498
2011	6,500	376	277	259	-
2010	6,409	345	425	453	-
2009	5,416	355	465	461	-
2008	7,377	471	449	498	-
2007	7,994	577	414	465	-
2006	5,697	371	299	365	-
2005	5,350	510	175	428	-

財務省貿易統計を加工して作成

日常業務では果樹に係っていることから、果実の輸出額の推移を拾ってみた（表1）。主な果実品目の輸出額はここ10年、年により浮き沈みがあるものの増加傾向である。果実の中で輸出額はりんごがダントツに多い。農林水産統計によると平成26年産りんごの出荷量は73万800トンで、一方、輸出量は貿易統計では2万4000トンちょっとで、出荷量の3.3%程である。果実生産農家全体で見ると、輸出が農家経営に与えている影響は少ない。とは言っても、農林水産省は2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模へと拡大する輸出戦略を

推し進めている。戦略の概要は、<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/pdf/130517-01.pdf>などで示されており、ちなみに青果物輸出の目標額は250億円である。2012年の青果物輸出の総額は80億円であったが、昨年あたりから輸出額は好調に伸びているようであり、このままいくと目標額は達成できそうである。

表2 日本の農産物輸出額の上位5位の国・地域

	2014		2013		2012		2011		2010		2009		2008		2007		2006		2005	
	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
台湾	18.4	1	19.0	1	17.9	1	18.0	2	17.5	2	18.8	1	20.7	1	23.2	1	23.6	1	24.9	1
香港	18.2	2	18.1	2	17.1	2	18.9	1	19.8	1	18.5	2	16.3	3	14.9	3	14.1	3	14.4	3
合衆国	15.6	3	15.8	3	16.0	3	15.7	3	15.5	3	17.1	3	17.2	2	18.2	2	19.6	2	18.6	2
韓国	7.6	4	8.0	4	9.1	4	10.3	4	9.6	4	9.8	4	9.8	4	10.3	4	9.9	4	9.4	4
中国	6.5	5	6.6	5	7.3	5	6.0	5	8.2	5	7.9	5	7.0	5	7.8	5	7.9	5	8.1	5
世界計(百万円)	¥356,929		¥313,643		¥268,027		¥265,188		¥286,450		¥263,703		¥288,279		¥267,759		¥235,884		¥216,823	

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_boeki\\_tokei/other/e\\_t2\\_nou\\_2014.xls](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_boeki_tokei/other/e_t2_nou_2014.xls)（「品目別輸出実績」（農林水産省））を加工して作成

農産物の輸出相手国・地域を輸出額の順に並べたものが表2である。中でも台湾、香港、アメリカへの輸出割合が特に多い。

また、品目をりんごに絞って見たものが表3で、台湾が際立って多いことが判る。りんごの輸出先と



表3 りんごの国別輸出額推移 (単位: 百万円)

	年	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	2005
	世界	8,642	7,160	3,312	6,500	6,409	5,417	7,377	7,994	5,697	5,350
1	台湾	6,776	5,994	2,733	5,620	5,347	4,688	6,495	7,287	5,280	5,020
2	香港	1,319	702	334	525	525	385	338	252	137	116
3	中国	285	187	49	159	219	92	220	191	87	59

財務省貿易統計を加工して作成

表4 台湾向け果実の輸出量と輸出額 (2014年)

品名		輸出量	輸出額
かんきつ類	オレンジ	4t	4百万円
	温州みかんなど	222t	126百万円
	レモン	2t	2百万円
	その他のもの	44t	38百万円
ぶどう	葡萄	300t	458百万円
りんご、梨及びマルメロ	りんご	19,522t	6,776百万円
	梨	419t	234百万円
あんず、さくらんぼ、桃など	その他のもの	95kg	443千円
	桃	331t	313百万円
その他果実	ストロベリー	24t	48百万円
	キウイフルーツ	27t	22百万円
	柿	15t	8百万円
	その他のもの	1t	4百万円

財務省貿易統計を加工して作成

台湾への農産物輸出は、植物検疫基準をクリアしなければ実施できない。台湾は平成18(2006)年2月1日に、日本で発生しているモモシクイガを理由として、その寄主植物(りんご、なし、もも、すもも)の生果実の輸入をいったん禁止し、同年2月3日には検疫条件付で輸入を解禁している。台湾へ輸出するための検疫条件は以下の通りになっている。具体的には、以下の「台湾向け生果実検疫実施要領」を参照されたい。

内容は([http://www.pps.go.jp/law\\_active/Notification/basis/8/201/html/201.html](http://www.pps.go.jp/law_active/Notification/basis/8/201/html/201.html))の通りで、関係者の責務等が規定されている。基本的に、モモシクイガがりんご等の果実移動にともなって、

- (1) 適切な園地防除の実施
- (2) 選果こん包施設での徹底した選果(選果施設の登録等)
- (3) 植物検疫所による輸出検査  
日本での輸出検査でモモシクイガが発見された場合  
・当該こん包施設から輸出を停止
- (4) 台湾植物検疫当局による輸入検査  
輸出期間(1~12月)に、台湾での輸入検査でモモシクイガが発見された場合  
・1回目の発見で当該都道府県からの輸出を停止  
・2回目の発見で日本全国からの輸出を停止(2段階で停止)  
※改善措置を台湾側に提出し、承認されれば暫定輸出禁止措置が解除される。

台湾に侵入しなければ良いと考えるのだが、この要領の中には「モモシクイガ以外の病害虫発見時の対応」ということで、植物防疫所が行う輸出検査の時に「ミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目およびその他の台湾側の検疫対象病害虫を発見した場合には、当該検査荷口のみを不合格とするものとする」とある。これが曲者である。

表5に輸出検査時に発見された病害虫の記録をまとめたものを示す。これらの発見事例では「検査不合格」となり、輸出できなかったと思われる。問題のモモシクイガは、2005年~2014年の間、「りんご」と「もも」でそれぞれ6例が発見されている。この事例数が多くて憂慮すべきものな

して台湾が特に多い理由は、関税が緩和されたこと、高品質な果実の需要が高くなる祭事があることと、経済発展が根本にある(佐藤)。台湾向け果実輸出を抜き出したものが表4である。

さて、佐藤氏の論文でも示されているが、

のかどうかは判らない。輸出数量から考えると、「もも」ではモモシクイガの防除対策や選果が「りんご」よりも比較的の不備であった、とはいえる。モモシクイガ以外ではどうか。ざっと見て、マルカイガラムシ科とコナカイガラムシ科、いわゆるカイガラムシの仲間の発見事例の数が多い。モモシクイガの発見事例の数が少なく見えてしまうくらいである。

果樹園地では使用殺虫剤の変遷でカイガラムシ類の防除が手薄になっており、実際、園地内でのカイガラムシ類の発生は多い傾向にある。当然、果実への寄生あるいは付着も多くなり、選果で見落として出荷に回されるものも多くなるだろう。いずれにしても、輸出検査で果実に異物としての病害虫（病害虫でなくても？）が発見された段階でそのロットは台湾にたどりつけない。

また、順当に日本の「植物検疫証明書」を受けて輸出できたとしても、台湾の検疫を受けなければならない。平成 22 年には輸出された「もも」でモモシクイガの発見事例があった。このように台湾への生果実の輸出は、植物検疫に寛容な香港やシンガポールに比べ気遣いがやや多い。

(<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/100824.html>)。

表 5 2005 年から 2014 年までの輸出植物検査病菌・害虫発見記録

細菌・害虫		品目	事例数	細菌・害虫		事例数		
細菌系状菌		ユズ	1	鱗翅目	キムシ科	ニホンナシ	1	
		ブドウ属	2		シクイガ科 (モモシクイガ)	リンゴ	6	
ダニ目	ハダニ科	リンゴ	2		ヤガ科	モモ	6	
		セイヨウリンゴ	1			ニホンナシ	1	
		ユズ	2			モモ	1	
		リンゴ	1			ブドウ属	1	
	ヒメダニ科	リンゴ属	1			ガザリハガ科	モモ	1
		モモ	5			メイガ科	リンゴ	2
		マンゴ	1		ニホンナシ		1	
		タンゴ	1		モモ		7	
アザミマ目	アザミマ科	モモ	8		ブドウ属		1	
半翅目	マルカイガラムシ科	ウンシュウミカン	29		マイカ科	ガキ	1	
		ミカン	2		ハマキガ科	リンゴ	3	
		ハッサク	1			リンゴ属	1	
		オレンジ	1			ニホンナシ	1	
		カンキツ属	2	モモ		15		
		モモ	2	ガキ		2		
		キウイフルーツ	1					
		コナカイガラムシ科	ウンシュウミカン	2				
	リンゴ		17					
	セイヨウリンゴ		1					
	リンゴ属		1					
	ニホンナシ		3					
	モモ		2					
	ブドウ属		2					
	ガキ		38					

<http://www.pps.go.jp/TokeiWWW/Pages/report/index.xhtml> (植物防疫所「統計レポート」) を加工して作成

表 6 輸出環境整備に向けた論点等

規格基準	生産工程認証	検疫	その他
・残留農薬の設定に係るインポートレランスの働きかけ (香港、台湾)	・GLOBALG. A. P の認証取得支援 (EU)	・病害虫防除技術の開発・普及 (モモシクイガ (台湾向けりんご・なし・ももなど) 等) ・植物検疫上の条件整備 (ベトナム等)	・原発関係規則の緩和働きかけ (中国、香港、台湾等) ・気象条件に影響されにくい栽培技術、品種の開発、鮮度保持・長期保存技術の開発 ・卸売市場からの直接輸出 ・インドネシアの輸出湾制限、輸入割当の設定 ・ベトナムにおける植物由来食品にかかる規制

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/pdf/130517-09.pdf> (青果物の輸出戦略 (案)) 農林水産省

台湾への生果実輸出を間違いなく行うには何が必要なのか？

このコラムのタイトルを「生果実の輸出検疫と GAP」としたが、輸出検疫のための特別な GAP があるわけではないので、何ともおこがましいタイトルではある。農場管理全体で諸々に係る危害要因を抽出し、その排除を実行することが農場運営の基本であるから、GAP を実践することで自然に輸出検疫対策が行われる、というのがここでの私の主張である。

生果実の現状の検疫は、ほぼ台湾を念頭に置けばよく、果実にモモシクイガやその他のものが付着していなければ良いことを考えると、難易度はそれほど高くないような気がする。そうは言っても、表6の「青果物の輸出戦略(案)」では輸出環境整備に向けた論点整理が示されており、検疫ではモモシクイガなど病害虫の防除技術の開発・普及と大上段に構えた課題がある。確かに、効果の優れた農薬の使用や IPM が実践されているものでもモモシクイガの被害を受けることがあるので、今後、開発されるであろう新技術を受け入れる素地はまだまだある。園地段階での防除により完全に被害をなくすことが究極の目標になるであろう。しかし、果実の規格規準として残留農薬に関する課題を加味すると、単純に農薬の散布回数を増やして被害を減らす方向には限界がある。これと並行して、選果において異物が付着した果実の効果的な判別・除去技術の開発も必要かもしれない。

#### 参考文献

佐藤敦信「日本産農産物の対中国・台湾輸出における輸出主体の制度的対応」,『ICCS 現代中国学ジャーナル』,第4巻,第1号(2011),27p ~ 39p

(<http://iccs.aichi-u.ac.jp/archives/report/038/5099ceede4c33.pdf>)

## 《国際協力報告》 ラオスGAP指導旅行記(その5)

一般社団法人日本生産者GAP協会  
理事・事務局長 田上隆多

### LaoGAP認証申請中のフォンビライ村

連載その5では、LaoGAP認証を申請中だったフォンビライ村のGAPグループを訪問した様子をお伝えします。

このGAPグループは、フォンビライ村を含む5つの村からなり、全体で28カ所の農場が登録されているそうです(CADCのスカボン氏は50農場以上と言っていましたが、農場リストに登録があるのは28名でした)フォンビライ村の生産者は10名で、リーダーはフォミ氏です。

フォンビライ村の10名は、チリ(小型の唐辛子)や、菜の花などの葉物野菜を中心に生産しています。グループでまとめて販売することはなく、全て個人ごとに販売をしています。市場に出すことは少なく、主にバイクの荷台に載せて村の近辺で直売しています。いつ、どこで、何を、どれだけ販売したかの記録はありませんでした。

### グループ管理について

グループには規則があるということでしたが、おそらくエクサン村と同様に、SAPAのレギュレーションだと思います(ニュース第44号 ラオスGAP指導寄稿その3参照)。その文書は各メンバーが所有しているそうです。

内部審査は年1回行うことになっており、既に1回ずつ、各農家が内部審査を受けたということでした。ただし、半日でフォンビライ村10名の内部審査が実施されたということでしたので、

1 農場あたり30分以内で終了したことになります。内部審査員は審査の内容を記録に残しましたが、受けた農場には審査結果を渡していないようです。内部審査員は、別の村のGAPメンバーの1人が担当したそうです。

### フォミ氏の農場の概要

農作業は、フォミ氏の2人の娘家族が行っています。圃場は1箇所、面積は800㎡で、圃場地図を作成していました。この圃場は、フォミ氏の代に森林を伐採して開拓・造成したそうです。



フォミ氏の畑



稲わらと籾殻をまく様子  
写真はフォミさんの畑の隣の生産者

### 土作り・肥培管理

土作りは、堆肥を散布した後に土を被せ、その上にもみ殻と稲わらを被せて燃やし、耕うんする流れが基本です。堆肥は、牛糞ともみ殻にEM菌を溶いた液をかけて発酵させ、約1週間かけて製造したものを使用しています。ラオスでは有機農業を奨励していますので、化学肥料は一切使用していません。もみ殻と稲わらの焼却は殺菌効果と雑草の種を殺す効果を期待したものです。

### 育苗

種子は、近くの町の資材店で購入しています。購入伝票は保管されていますが、種子の品質情報やロット番号は記録されていません。値段が高いほど品質が良いだろうという考えから、値段の高い品種を選んでいるそうです。畑の一角を苗床にして育苗し、本圃に移植しています。

### 灌漑水

灌漑には畑の脇を流れる小川の水を利用しています。桶等で汲んで、手撒きで散水しています。小川には、上流で別の2つの支流が流れ込んでいるそうです。1つはきれいな沢だそうですが、もう1つの支流には、上流部にゴムのプランテーションがあり、除草剤の流出を心配していました。しかし、今のところ確認するすべがないので、特段の対策もされていません。



小川の両側に農地が広がっている

### 病害中管理・農薬の取扱い

育苗中は、果物を発酵させた液を害虫の忌避剤として散布しています。定植後の根腐れについては、ファームアドバイザーの助言に従って、散水を断ち、土壌中の水分量を調整することで、被害が拡大しないようにしているそうです。フォミ氏は、栽培期間を通して化学農薬を一切使用していません。以前は使用していたそうですが、GAPへの取組みに伴い、ファームアドバイザーの助言を通じて、上に述べたような病虫害対策に変え、化学農薬を使用しなくても栽培できるようになったということです。

### 収穫・調製・個人の衛生

収穫物は、上に述べた沢の水で洗浄していますが、この水は飲用できません。洗浄後、束ね

て、カゴに入れて売りに行きます。衛生的な水の確保が課題となりそうです。

フォンビライ村を含む5ヵ村からなるグループは、グループとしての生産管理が行われていません。グループ認証のための運営規則と内部審査体制の共有のみを目的としており、認証のためにグループ化したように見受けられます。農産物取引の観点から言えば、GAP認証は農産物の購入者が産地を信頼する基準となるものですので、栽培管理や販売管理を含む生産管理がグループ単位で運営されていなければ信頼に値しなくなります。この点については、LaoGAP認証の制度に関して再考する必要があるようです。

今回はGAPプロジェクトの本部である国直轄のCADCのGAP農場の評価の様子を報告します。

## 株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載 19 回)



### ～Citrus の 6 次産業化に向けて～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事  
元和歌山県農業大学校長 (農学博士)  
株式会社 Citrus 代表取締役佐々木茂明

農林水産省から研修生が来た。農村体験を目的とし、昭和 42 年から続けられている入省 2 年目のキャリア組の研修である。研修生の千明礼奈さんは、農林水産省経営局 就農・女性課企画班に所属し、新規就農や農業女性プロジェクトなど人材育成に関する企画調整を受け持っているという。本人は農水省で働く上で、現場である農村の実態を知るといことは重要であると考え、現場のニーズ・声等を聞き、今後の業務に活かしたいとして、研修に臨んでいる。

この要請を受け、筆者は研修生と共に 1 ヶ月間行動を共にし、農家や関係機関の声を聞いて回った。ある農家からは「有田のみかん産地はあと 5 年で終わる」とか、また別の農家からは「あと 10 年で終わる」とか、厳しい見方をしていた。農業従事者の平均年齢は 65 歳前後と言われることから、そうなるのかもしれない。筆者も、このまま新規就農者が減少していけば、職業としての農業はなくなるかもしれないと思えるようになった。

弊社の経営内容については、読者の方々には既に詳しく紹介済みなのでお判りのことと思うが、売上げが伸びないと赤字が続き、やがて労賃が支払えなくなる可能性がある。小規模のみかん生産農家は、収益のあがらないときには「労賃がでない」経営となる。これでは「農業は職業だ」といえるのだろうか、と疑問に思えてきた。生産物であるみかんが「高く売れば、農業後継者は残るのか」と言うことにも疑問がある。

研修生に急傾斜地のみかん園で摘果作業や収穫作業を体験してもらったが、足場が不安定な上に、身の危険を感じるような場所での作業が多い。研修生の千明さんはモクモクと作業に励んでいたが、結構きつい仕事だと感じたに違いない。指導している私でさえ、「なぜこのようなきつい作業をしなければみかんが作れないのか」と思うことがある。労働に見合った収益があがっていない現状をみると、新規参入なんか支援することが無責任に感じるときさえある。

有田のみかん産地は歴史がある反面、戦後間もない頃に開園された園が多く、作業性重視より、作物優先の考えで園地が作られてきた弊害である。みかんの景気がよかった昭和 40 年代前半には、みかん山の全てに灌漑設備や農道が整備されたが、このときも植物体であるみかんの樹を優先したため、作業



効率の悪い園地構造のままとなった。他の産地のみかん農家でさえ、有田の急峻な園を見て「これでは作業が大変だ」と声を上げる。始めて経験する傾斜地の作業に千明さんは驚いたことと思う。地元民であれば、皆がこなしている作業だから耐えられるが、新規参入して有田のみかん栽培を持続するためには、このような課題を早く解決していかなければならないと思える。

では、どうすれば作業効率のよい基盤整備が出来るのか考えている最中に、TPPが大筋合意とのニュースが伝わった。日本のみかん生産自体がどのような影響受けるのかよくわからないが、筆者がかつて体験したアメリカの柑橘産業と肩を並べて競争ができる訳がないことは判っている。今後の農林水産省の施策に期待したいところである。

しかし、地域の優良生産法人株式会社「早和果樹園」を見学して感じたことは、「農業革命を起こさない限り、農家所得の向上はない」と思ったことである。この果樹園は7戸の農家の集団である。6次産業としてみかん果汁を商品化し、青果生産時のピークの7倍にまで売上げを伸ばしている。この園の特徴は、光センサー選果機を加工みかんの選別に取り入れた新しいシステムを構築しており、グループ員（社員）以外の農家からも味のよい糖度12度以上の加工用みかんを仕入れて果汁として販売するシステムを開発したのである。それまでは、加工みかんは味の悪いものを仕向けていたが、その逆をついての開発が成功の鍵となった。また現在、製品開発の目標を「毎年新商品を生み出す」ことにしている。会社には若者が社員として多数働いている。外国への輸出にも取り組んでいる。まさにTPPの課題をクリアした経営体だと感じた。この園は、今やみかん生産農家の革新的存在となっている。先駆的な取り組みに手厚い補助金が受けられる仕組みは有難いと思う。

弊社もこれに見習い、革命を起こしていきたいと考え、乾燥野菜・果物の生産により取り組む始め、現在は周辺で生産されている柿を乾燥させ商品化している。これからは最も生産量の多い温州みかんの乾燥に取り組む計画である。

千明さんの研修としてみかんの流通状況の調査で株式会社サンライズの津田専務を訪ねた。そこで農業を産業と見なすためにはと提案されたのが「年金制度の仕組みを変えれば良い」ということである。農業者の大多数は基礎年金のみであり、生活するためには農業を引退できない仕組みができあがっている。これを見直し、農業を産業とするためには、企業並みの年金制度を確立する必要があると



図1 傾斜地での収穫作業  
(脱帽している女性が研修生の千明礼奈さん)



図2 弊社社員左2名と右端の農大生

いう提案である。弊社は法人化し厚生年金に加入していることから、この課題は解決済みと考えている。

農業の後継者を確保し、これを拡大していくためには、農産物の価格安定も重要な要素ではあるが、ここ有田では先に述べた園地の整備が最大の課題であり、園地整備を進めやすい体制を整え、危険な農業を死ぬまで続けなければならない今の体制から早く脱却し、安全で作業性のよい園地構造に作り直していかなければ、後継者や新規就農が増えていかないと考えている。読売新聞に「政府が基盤整備を進める」と書かれており、政府の取組みに期待をしている。

この他、研修生の千明さんに「農業を目指す若者の考え」を吸収してもらうために、弊社の社員2名とインターンシップに来ている農大の学生さん達と農作業を共にして貰っている。

## 【編集後記】

㈱シトラスの挑戦は続く。GAPは農業の持続性を目的として取り組まれているが、経営・経済的な持続性、環境的な持続性と共に、地域社会の持続性も重要であり、そのためには後継者を確保することが重要である。農水省からの研修生の千明礼奈さんに現場を見て貰うのは非常に重要なことであり、是非GAPの重要性を理解していただきたい。

田上理事長の長崎の講演の第6回で、GAP推進の神髄が語られている。欧州のGAP推進には、キリスト教精神が生きているというが、日本のGAP推進には、それに相当する江戸時代からの農業倫理があり、これまで持続性を目指して誠実に取り組まれているが、農業倫理だけではGAPは広がっていかない。その点を田上理事長が論じている。このことは『日本GAP規範』の前文にも記されているので、是非ご一読願いたい。商業GAPでも是非商業倫理を語って頂き、GAPは儲け主義では決してうまくいかないことを理解して頂きたい。また、戸別保障の「環境支払」についても「日本の環境を何とか守りたい」という熱意の発露であって欲しい。

GAPを巡る日本の状況は、心配事ばかりである。本年末にアセアン経済共同体ができて、アセアンの10ヵ国では、GLOBALG.A.P.規準と同レベルのASEANGAP規準により、食品安全の面から環境の面、農業の持続性から労働安全の面まで、考え方が統一されて行くことになる。アセアンの大きな市場に向けて日本から農産物を輸出する場合には、早くも「日本ブランド」では通用しなくなりつつあり、GLOBALG.A.P.認証を早急に普及させなければならない。

また、田上理事長がGAPシンポジウムの解説のところに心配して書いておられるが、オリンピックの食材調達について、具体的にどのように持続性を担保しながら行うのであろうか。オリンピック・レガシー以前の問題のように感じられる。東京オリンピック・パラリンピックまで、あと4年半ほどになった。時間はあっという間に過ぎてしまうが、先般の農水省の調査事業では、どこの事業所が責任をもって調査するのか、どういうシナリオを立てるのか判らないが、これからイギリスの事例を調べるというのでは、いささか遅すぎるのではないだろうか。大会組織委員会には、9月の時点で「レガシーを考える委員会が出来ただけ」で、「これからロンドンに学ぶところ」であり、「フードビジョンはまだ先のことで、その前に持続可能性の調達基準を決めなければならない」という。「まだ何も決まっていない」というのが実態のようだ。なんとも心配である。

TPPは大筋合意されたところであり、効果が出てくるまでにはまだ数年かかるようだが、安価な農産物が大量に入ってくるようになると大変である。その時には、日本の環境を守る意味でも、日本の農家・農業を「直接支払」でしっかりと支援して頂きたい。くれぐれも税金のバラマキにならないよう、しっかりした評価体制も同時に構築をして貰いたいものである。 (食讚人)

# GH 評価制度

「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度



## プロフェッショナルの評価員による農場クリニック！

GH 評価制度は、持続的な農場経営と産地育成のための GAP 教育システムです。

- 農場や生産組織が、消費者に信頼される健全な農業を実践するためのポイントを提供します。
- 評価員が、管理の実態を調査し、「どこに問題があるのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を明らかにします。
- 評価の結果は、詳細な報告書でお渡しします。
- 本制度は、「農産物認証」や「農場認証」を目的としていません。
- 報告書に基づいて、全ての農場が自らの改善に役立てることを目的にしています。

GH 評価制度は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価し、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、自己啓発に資する「GAP 教育システム」として開発されました。

農場や生産組織は、評価結果に基づき、「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物や食品」などに関するリスクを低減するための改善計画を実践します。

## GH 評価制度の特徴

### 5段階の項目評価です。

「○」と「×」の単純な評価ではなく、各項目のリスクレベルに応じて5段階で評価します。

評価	レベル	点
評価0	問題なし	0
評価1	軽微な問題	-5
評価2	潜在的な問題	-10
評価3	重大な問題	-15
評価4	喫緊の問題	-20

### 減点方式です。

持ち点 1000 点から各項目の評価に応じた点数を減点します。

「問題項目の個数」だけでなく、「どこが」「なぜ」「どの程度」問題なのかを明確にすることが評価の要です。

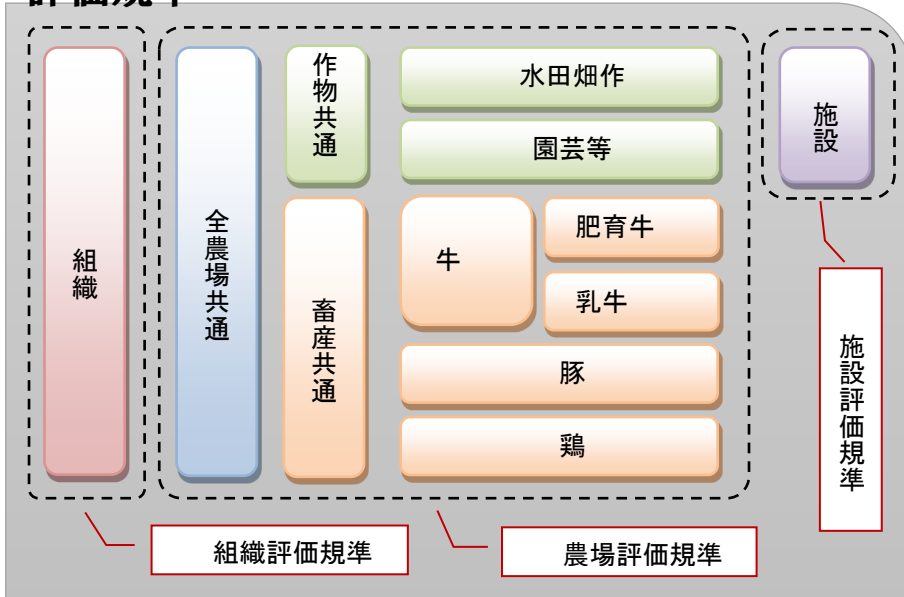
### 集計表と詳細報告書をお渡しします。

項目の分類ごとに、5段階の各評価がいくつずつあったのか、集計表にすることで、農場管理の全体像が把握し易くなります。

全ての評価項目について、評価の理由・根拠を明らかにした評価コメントを記入し、詳細報告書を作成します。



## 評価規準



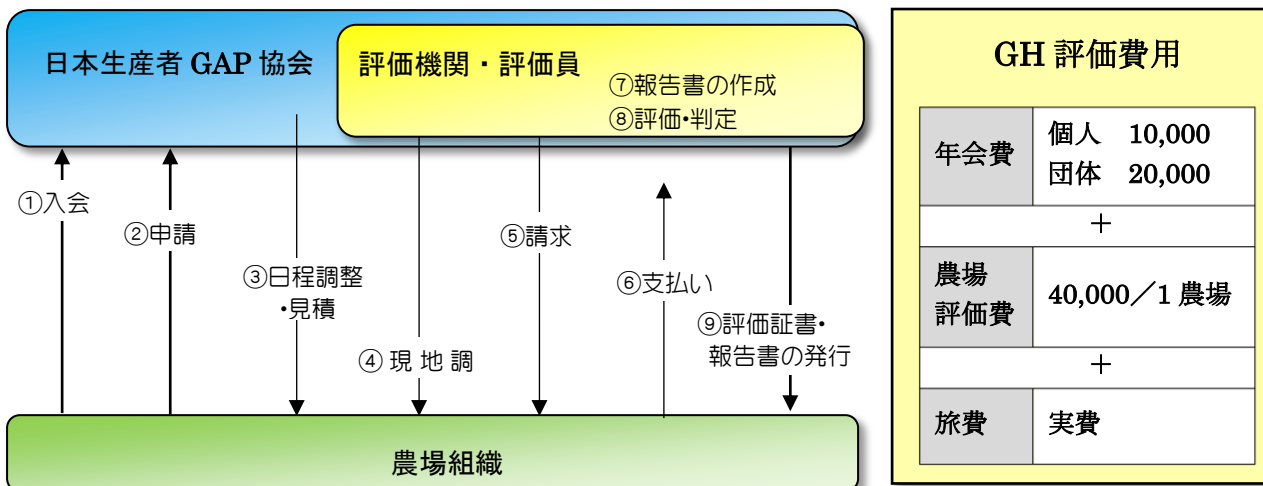
(農場評価証書サンプル)



## 評価の種類

- (1) 農場評価  
部会などの生産組織に所属しているか否かに係わらず、農場単独での遵守レベルを評価します。
- (2) 組織評価  
所属する複数の農場の管理・監督の状況の評価する「事務局評価」と、所属する個々の農場の管理状況の評価する「サンプル農場評価」からなります。
- (3) 施設評価 (オプション)  
生産組織が管理し、組織評価の対象農場が共同で使用する農産物取扱い施設の管理実態を評価します。施設評価は、組織評価のオプションとして評価を受けるかどうか選択することができます。

## 評価の手続き



年会費	個人 10,000
	団体 20,000
	+
農場評価費	40,000/1 農場
	+
旅費	実費



評価のお申込み/利用会員入会/「日本 GAP 規範」のお求め

一般社団法人 日本生産者 GAP 協会

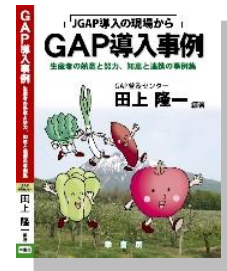
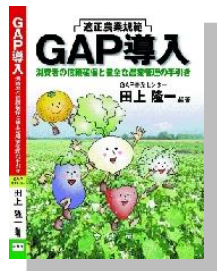
住所 〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A-402

電話 029-861-4900 FAX 029-856-0024

メール mj@fagap.or.jp URL http://www.fagap.or.jp/

【目指す GAP の理念】：適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）



GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

<p>日本農業を救う GAP は？</p> <p>2009.3</p>	<p>GAP 導入とその在り方</p> <p>2009.8</p>	<p>欧州の適正農業規範に学ぶ</p> <p>2010.4</p>	<p>日本 GAP 規範の内容と概要</p> <p>2010.10</p>	<p>日本 GAP 規範と農場評価制度</p> <p>2011.10</p>
<p>持続的農業のための GAP</p> <p>2013.2</p>	<p>日本 GAP 規範に基づく GAP 教育システムと地域農業振興</p> <p>2013.11</p>	<p>直売所生産者の GAP 教育とリスク管理</p> <p>2014.3</p>	<p>GLOBALGAP 認証の学習と実践</p> <p>2014.11</p>	<p>GLOBAL な食市場と適正農業規範</p> <p>2015.3</p>



『イングランド版適正農業規範』  
定価（本体 1,500 円税込）



『日本適正農業規範』（未定稿）  
定価（本体 1,500 円税込）



『日本GAP規範 Ver.1.1』  
定価（本体 2,500 円）+税）  
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。  
1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1 口 30,000 円（1 口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

### 《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局  
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402  
☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024  
E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

### 《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/